



2025 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 ア ブ ワ ン 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 CEO 井 内 卓 嗣
(コード番号 7 4 7 6 東証プライム)
問 合 せ 先 取締役 CFO コーポレート本部長 西 川 圭 介
(TEL. 06 - 6447 - 1210)

当社の取締役に対する業績連動型株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）及び委任型執行役員（以下、併せて「当社取締役等」といいます。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といい、本制度に関して株式会社りそな銀行と締結済みの信託契約を「本信託契約」といいます。また、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）の一部改定に関する議案を 2025 年 6 月 26 日開催予定の第 64 回定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の一部改定について

当社は、当社取締役等を対象に、当社の業績及び株価と当社取締役等の報酬との連動性を高め、中長期的視野をもって、業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、本制度の導入に関する議案を 2017 年 6 月 29 日開催の第 56 回定時株主総会においてご承認いただきました。その後、2021 年 6 月 25 日開催の第 60 回定時株主総会において監査等委員会設置会社への移行に伴う本制度に係る報酬枠設定のご承認及び当社取締役会決議における委任型執行役員の追加等の改定を経て、今日に至っております。

今般、2025 年度から始まる中期経営計画の実現に向けて、更に貢献意欲を高めることを目的として、本制度の内容を一部改定の上、継続することといたします。なお、従前の本制度の内容につきましては、2017 年 5 月 12 日公表の「取締役に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」及び 2021 年 6 月 9 日公表の第 60 回定時株主総会招集ご通知 第 8 号議案「取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬の限度額及び内容決定の件」をご参照ください。

2. 本制度に係る報酬等の額及び内容

改定後の本制度の内容は以下の通りです。

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が本信託に対して金銭（その上限は「(5) 当社が拠出する金員の上限」の通りとします。）を拠出し、本信託が当該金銭を原資として当社株式を取得し、本信託を通じ

て当社取締役等に対して、当社が定める取締役株式給付規程に従って、毎期の業績達成度等に応じて付与されるポイントに相当する当社株式及び当社株式の時価に相当する金銭（以下、「当社株式等」といいます。）を、本信託を通じて各当社取締役等に給付する業績連動型株式報酬制度です。なお、当社取締役等が対象財産の給付を受ける時期は、原則として当該当社取締役等の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

当社取締役等（国内非居住者を除く）とします。

(3) 本制度のポイント付与対象期間

原則として当社の掲げる中期経営計画に対応する事業年度（以下、「対象期間」といいます。）とし、改定後の当初の対象期間は、2026 年 3 月末日で終了する事業年度から 2028 年 3 月末日で終了する事業年度までの 3 事業年度（以下、「本対象期間」といいます。）とします。

また、本対象期間の経過後に開始する対象期間は、中期経営計画に対応する事業年度に応じた期間とします。

(4) 信託期間

2017 年 8 月 16 日から本信託が終了するまでとし、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものとします。なお、本制度は、当社株式の上場廃止、取締役株式給付規程の廃止等により終了するものといたします。

(5) 当社が拠出する金員の上限

当社は、信託期間において本制度に基づく当社取締役等への給付を行うための株式の取得資金として、1 事業年度あたり 60 百万円（うち、取締役分として 40 百万円）に本対象期間に含まれる事業年度である 3 を乗じた 180 百万円（うち、取締役分として 120 百万円）を上限とした金銭を本信託に拠出いたします(注)。

また、本対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、対象期間ごとに、上述の金額に対象期間に含まれる事業年度の数を乗じた金額を上限として本信託に追加拠出を行うこととします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する株式（以下、「残存株式」といいます。ただし、直前までの各対象期間に関して当社取締役等に付与されたポイント数（ポイントについては、下記（6）参照）に相当する当社株式で取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、あわせて「残存株式等」といいます。）があるときは、当該残存株式等の額と追加拠出される信託金の合計額は、各上限額の範囲内とします。なお、当社は、本対象期間中を含む対象期間中、当該対象期間における拠出金額の合計が上述の各上限額となる範囲内で株式の取得資金を追加して信託することができるものとします。

（注）当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込額を合せた金額となります。

(6) 当社取締役等に付与する当社株式の算定方法及び上限

当社は、当社取締役等に対し、対象期間中の各事業年度における役位および業績達成度に

応じて各事業年度にポイントを付与します。本対象期間に付与するポイント数の合計は、1 事業年度あたり 20,000 ポイント（うち、取締役分として 15,000 ポイント）に対象期間に含まれる事業年度である 3 を乗じた 60,000 ポイント（うち、取締役分として 45,000 ポイント）を上限とします。

また、当初対象期間経過後の各対象期間につきましても上述のポイントに対象期間に含まれる事業年度の数に乗じたポイント数を上限とします。

なお、付与されたポイントは、当社取締役等に対する当社株式の給付に際し、1 ポイント当たり当社株式 1 株に換算されます（1 ポイント未満の端数は切り捨てることとします。）。ただし、本総会において本制度をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、当社は、その比率等に応じて、1 ポイント当たりの当社株式の換算比率について合理的な調整を行います。

(7) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株数の上限

本信託による当社株式の取得は、上記（5）の本信託へ拠出する金銭の額の上限及び（6）の当社取締役等に付与する株式（ポイント）の数の上限の範囲内で、株式市場または当社の自己株式処分を引き受ける方法を通じて行います。なお、本対象期間につきましても、60,000 株を上限として取得するものとします。また、本対象期間経過後の各対象期間につきましても上述の株数を上限として取得するものとします。

(8) 本制度当社取締役等への当社株式等給付時期

原則として、当社取締役等の退任等、受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、定められた確定ポイント数に応じた当社株式等を給付します。

ただし、そのうち一定割合については、納税資金確保の観点から、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当額の金銭を給付します。また、当社取締役等が死亡又は海外赴任等により国内非居住者となることが決定した等の場合には、全てを当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当額の金銭を給付します。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

(9) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は一律不行使とします。

(10) 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当金は信託が受領し、当社株式の取得・信託報酬等の信託費用に充当されることになります。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金は、その時点で在任する当社取締役等に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付することにします。

(11) 信託期間終了時の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、その時点で在任する本制度の当社取締役等に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付します。

【本信託の概要】

①名称	株式給付信託(取締役向け)
②委託者	当社
③受託者	株式会社りそな銀行 株式会社りそな銀行は株式会社日本カストディ銀行と特定包括信託契約を締結し、株式会社日本カストディ銀行は再信託受託者となります。
④受益者	当社取締役等のうち、株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
⑤信託管理人	当社と利害関係を有しない第三者
⑥信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
⑦本信託契約の締結日	2017年8月16日
⑧変更契約日	2025年8月（予定）
⑨信託の期間	2017年8月16日から本信託が終了するまで （特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものとします。）

以 上